

平成二十二年三月二十三日受領
答弁第二五八号

内閣衆質一七四第二五八号

平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説
明等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の「実際に「マスコミ」とどの様に接しているか」、「ある刑事事件に関する情報をどの様に管理しているか」及び「捜査の実態を正確に把握しているのか」の意義が必ずしも明らかでないが、一般論として、法務省刑事局は、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対する答弁を作成する際、検察当局から適宜報告を受けるなど、その作成に必要なかつ十分な情報を把握している。

二について

報道機関各社は、取材活動に基づいて得た様々な情報を、各社の判断において記事にしているものと承知しているが、各社の判断の根拠も承知していない以上、答弁することは差し控える。

三について

お尋ねの「報道機関の取材に対応しない」場合について、検察当局においては、特に定まった規定等が

あるわけではなく、取材の申込みに対し、これに応じないこととするなど、適宜適切に対処しているものと承知している。

四について

御指摘の発言については、政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、政府としてお答えする立場にない。

五について

政府としては、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を行ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。